鶴見川流域水マスタープラン

雨水浸透の促進に向けたアクションプラン 【計画書】

1.	鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置づけ1
2.	本アクションプランの目的と内容5
3.	策定・実行主体6
4.	対象地域6
5.	策定期間6
6.	目標年次6
7.	本アクションプランの目標7
8.	モニタリング指標8
9.	役割分担8
10.	. 連絡窓口8
11.	担当者会議の開催経緯9

1. 鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置づけ

1.1 計画推進の枠組み(アクションプランの策定)

鶴見川流域水マスタープランを着実に推進していくための枠組みとして、「誰が、いつ、どこで、何をするか」を明確にし、目標期間を設定した具体的な実行計画(アクションプラン)を定める。この計画については、市民、市民団体、企業、行政(国、都、県、市)の誰が主体的に行うかを明確にし、連携・協働を図りながら進めることを基本とする。

アクションプランは、適切な進捗状況及び進行管理を行い、且つ社会状況に応じた計画の 見直し(PDCA サイクルの採用)を図ることを重視することから、アクションプランの目標 期間は数カ年の短期的な目標設定とし、随時更新を図る。

また、アクションプランの計画内容、進捗状況及び進行管理の状況は、適宜市民に公表していく。

1.2 マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系

1.2.1 洪水時水マネジメント

5つのマネジメントのうち「洪水時水マネジメント」は、「洪水の危険から鶴見川流域を 守る」ことを基本方針としている。図 1 に洪水時マネジメントにおける基本方針・目標・施 策体系の一覧を示す。

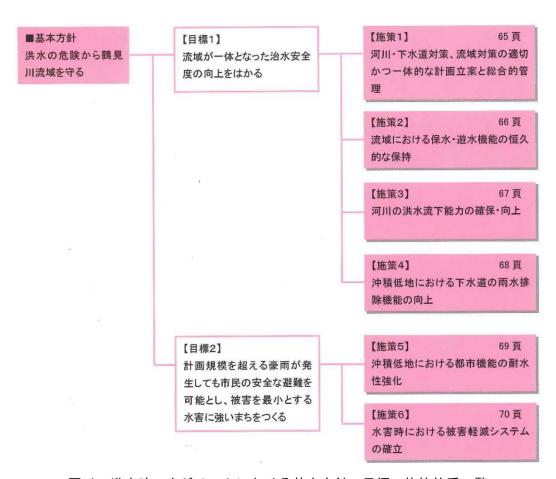


図 1 洪水時マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系一覧

洪水時水マネジメントでは、【目標1:流域が一体となった治水安全度の向上をはかる】 としており、雨水浸透施設の設置推進はこの目標の実現を目指すものである。

【目標1】の達成のための施策としては表 1 に示すように、「施策1:河川、下水道対策、流域対策の適切かる一体的な計画立案と総合的管理」、「施策2:流域における保水・遊水機能の恒久的な保持」、「施策3:河川の洪水流下能力の確保・向上」、「施策4:沖積低地における下水道の雨水排除機能の向上」が掲げられている。この中で、施策2において、雨水浸透対策について規定されている。

表 1 洪水時マネジメント【目標 1】達成のための施策一覧

方基針本	計画目標	施 策	施 策 (中分類)	施 策 (小分類)
	【目標1】 流域が一体となっ た治上をはかる	【施策1】 河川・下水道対策、流域対 策の適切かつ一体的な計 画立案と総合的管理	公平な流域対策の実現のため の計画、法制度の整備	流出量の分布に配慮した流域内でのバランスのとれた地域づくりに努める 保水、遊水機能の他機能での代替・他地域での確保、確保可能な制度の整備に努める
			流域と河川、下水道が一体となった新たな治水システムの構築	保水、遊水機能維持のための管理システムの構築に努める 流域と河川、下水道の持つ治水機能を適切に評価した計画立案 を推進する 河川と下水道の連携を強化し、より効果的な浸水被害解消のた めの対策を実施する 河川、下水道の治水効果の維持のための管理システムの構築 に努める
		【施策2】 流域における保水、遊水機 能の恒久的な保持	流域内の適正な土地利用誘導 による保水(貯留・浸透など)・ 遊水機能の確保	展林など自然地を保全し、現況保水機能の保持に努める 保水浸透機能を重視し、自然環境保全に寄与する調整池の設置 に努める 沿川農地への盛土に対し、規制などにより現況遊水機能の保持 に努める 脱開発地域への緑地回復に努める 遊水地域の機能の復元に努める
洪水				歴スが近後が優先の優先の優先のない。 既存防災調整池の恒久的な保持に努める 機能喪失の恐れのある既設防災調整池の浸透施設への転換や 移転を含め代替確保に努める
の危険から鶴見川			既開発地域での浸透機能の回 復	既存住宅地への雨水浸透施設の設置を促進する 公共・公益施設用地などを利用した雨水浸透施設の設置に努める 雨水浸透型雨水下水道の設置を推進する 道路への浸透施設の設置を推進する 既設防災調整池への浸透機能の付加に努める 機能喪失の恐れのある既設防災調整池の浸透施設への転換に 努める
流域を			公共・公益施設用地等などを利 用した不足する保水機能の確 保	公共・公益施設用地などを利用した雨水貯留・浸透施設の設置 に努める
守る			新規開発地への保水(貯留・浸 透など)機能の確保	新規開発地域には防災調整池などの雨水貯留施設を確保する 新規開発地への雨水浸透施設の設置を促進する 浸透機能に着目した裸地率・緑地率の設定する
		【施策3】 河川の洪水流下能力の確 保・向上	河川改修による河道の流下能 力の確保・向上	堤防の未対策区間の築堤などにより河道の流下能力の確保に 努める 河積が不足する区間の河道掘削・浚渫などにより河道の流下能 力の確保に努める 護岸などの整備により堤防の質的な安全度確保に努める
			治水施設の整備による河川の 安全度の確保・向上 雨水排除能力の向上	遊水地、調節池などにより河川の安全度の確保に努める 放水路などにより河川の安全度の向上に努める 雨水ポンプなどの能力向上に努める
		【施策4】 沖積低地における下水道 の雨水排除機能の向上	耐水排除能力の向上 下水道管渠の面的な整備の推 進	田水小ンフなどの能力向上に分かる 下水道幹線及び枝線の増強に努める 雨水貯留管、バイパス管、雨水滞水池などの活用により雨水排除能力の向上に努める 近隣地区の雨水貯留管、雨水滞水池などを活用した雨水排除能力の向上に努める
			排水ポンプ運転調整の適正化	適切なポンプ運転調整ルールを策定する ポンプ運転調整を円滑に実施するために必要となるハード施設を 整備する ポンプ運転調整時に発生する内水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を実施する

1.2.2 平常時水マネジメント

5つのマネジメントのうち「平常時水マネジメント」は、「豊かで清らかな水環境を創出する」ことを基本方針としており、**主に平常時の水量回復・水質改善を目的**としている。図2に平常時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系の一覧を示す。



図 2 平常時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系一覧

平常時水マネジメントでは、【目標1:支川域において、流域が急激に開発される以前の自然の流量を確保する】、【目標2:地下水の保全、涵養をはかり、涌水の復活を目指す】として、雨水浸透施設の設置推進を目標の1つに掲げており、本アクションプランはこの目標の実現を目指すものである。

【目標1】【目標2】の達成のための施策としては表 2 に示すように、「施策1:流域・河川・下水道が連携した効果的な支川の流量回復」、「施策2:流域における雨水浸透機能の維持・回復」、「施策3:流域における涌水や地下水の保全」、「施策4:河川における流量回復」、「施策5:下水処理水などの利用による支川・水路の流量回復」が掲げられている。この中で、施策2において、雨水浸透対策について規定されている。

表 2 平常時水マネジメント【目標1】【目標2】達成のための施策一覧

方 基 針 本	計画目標	施 策 (大分類)	施 策 (中分類)	施 策 (小分類)
豊かで清	流域が急激に開		積極的かつ効率的な役割分担 を定めた流量回復計画の立案・ 推進	流域と河川·下水道の積極的かつ効率的な役割分担を定めた流 量回復計画の立案を推進する
		【施策2】 流域における雨水浸透機 能の維持・回復	自然地(森林·農地等)の持つ浸 透機能の保全	開発規制や保全意識啓発によって、森林等自然地を保全し、現 況浸透機能の保持に努める 開発規制や保全意識啓発によって、沿川農地への盛土・開発規 制などを行い、現況浸透機能の保持に努める (自然地への開発行為に対し)既開発地内の公共遊休地等との 代替によって森林を保全する
らかな水			既開発地域での浸透機能の回	既開発地への雨水浸透施設の設置を推進する 雨水浸透型雨水下水道の設置を推進する 道路への浸透施設の設置を推進する 既設防災調整池への浸透機能付加をはかる
環境				新規開発地への雨水浸透施設の設置をさらに推進する 浸透機能に着目した裸地率・緑地率の設定をはかる
境 を 創 出		D保全・涵 り、湧水 『目指す 流域における湧水や地下 水の保全	地下水の保全	地下水の利用規制により、地下水の保全をはかる 地下構造物(地下鉄・トンネル・地下室・下水管など)の漏水防止を はかる
する			湧水の保全 地下水・湧水の支川・水路への	開発に際しては、湧水の保全をはかる
<i>a</i>			導水	湧水や地下水を支川や水路に導き、水量回復をはかる
		【施策4】 河川における流量回復	地下水から支川・水路への湧出 促進	三面張り護岸の改良をはかる
		【施策5】 下水処理水などの利用によ る支川・水路の流量回復	下水処理水の活用	高度処理水の河川への導水を推進する

2. 本アクションプランの目的と内容

2.1 本アクションプランの目的

洪水時水マネジメントでは、【目標1:流域が一体となった治水安全度の向上をはかる】、 平常時水マネジメントでは、【目標1:支川域において、流域が急激に開発される以前の自 然の流量を確保する】、【目標2:地下水の保全、涵養をはかり、湧水の復活を目指す】と して、雨水浸透施設の設置推進を施策の展開方策の1つに掲げており、本アクションプラン はこの目標の実現を目指すものである。

2.2 本アクションプランの内容

鶴見川流域は流域の 85%が市街化された都市河川であり、それに伴う保水能力の低下により支川や水路、湧水などの平常時流量の減少や自然環境の悪化、さらにピーク流出量の増加や中小規模の洪水でも浸水被害が発生することが問題となっている。

上記課題に対応するために流域では様々な対策が実施されており、雨水浸透対策について も、市民・行政の協働により施策の推進が図られている。

一方で、鶴見川流域において水マスタープランで掲げる目標を達成するためには今後も更なる雨水浸透対策を推進することが不可欠であり、そのためには流域全体で施策を推進する枠組みが必要となるが、特定都市河川浸水被害対策法*1が対象とする施策推進の範囲は、大部分が「新規の開発行為」に伴う対策や行政が実施する対策を対象としたものであることから、既に開発されたエリアを多く有している(市街地率 85%)鶴見川流域においては、別途、雨水浸透対策に対する流域の総合的な計画を設定することが重要となる。

アクションプランは通常5カ年程度の計画期間を有するが、本アクションプランでは、健全な水循環系の構築に向けて最も重要な施策の1つである流域での総合的な雨水浸透対策がテーマであり、現在各自治体では雨水浸透対策の促進に関して課題を抱えていることや今後新たに検討していく地球温暖化適応策の対策メニューを見込んだ計画としていきたいことから短いスパンとして計画期間を3年間とし、PDCAサイクルにより雨水浸透対策の推進を図っていく計画とする。

※1 特定都市河川浸水被害対策法 … 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る(平成15年法律第77号)。鶴見川流域は、平成17年4月1日に特定都市河川流域に指定されました。

3. 策定·実行主体

本アクションプランは、以下の鶴見川流域における自治体の関連部局が主体となり、策定・実行を図る。

表 3 アクションプラン策定主体担当課一覧

自治体	部局	担当課	◎ : 幹事
市台却	建設局河川部	計画課総合治水河川係	0
東京都	都市整備局都市基盤部	調整課施設計画係	
神奈川県	県土整備局河川下水道部	流域海岸企画課	0
横浜市	道路局河川部	河川計画課	0
(無供用)	環境創造局下水道計画調整部	下水道事業調整課	
	建設緑政局道路河川整備部	河川課	0
	建設緑政局計画部	企画課	
川崎市	上下水道局下水道部	下水道計画課	
	上下水道局下水道部	管路課維持管理担当	
	環境局環境対策部	環境対策課	
町田市	下水道部	下水道総務課	0
稲城市	都市建設部	管理課	0
国土交通省	京浜河川事務所	流域調整課	0

4. 対象地域

・本アクションプランは、鶴見川流域の全域を対象

5. 策定期間

・平成 20 年度~平成 27 年度

6. 目標年次

・策定年度から3ヵ年後を目標年次と設定

(実施期間:平成27年度~平成29年度)

7. 本アクションプランの目標

目標1:市民との連携により、3年後までに、既成市街地(開発行為以外の宅地や道路の 透水性舗装等)へ浸透施設が毎年4,100基程度設置される社会を実現する。

※浸透施設の設置基数とは、浸透マスや透水性舗装、浸透トレンチ等の浸透ます換算基数のこと。透水性舗装 $2.3m^2$ = 浸透マス 1 基 $(45m^2)$ 、浸透トレンチ 2.0m = 浸透マス 1 基 $(45m^2)$

<u>目標2:既存防災調整池の浸透化実験を実施し、流出抑制効果および地下水涵養効果を定</u> 量評価し、流域への展開について方向性を確立する。

平成27年度 実験実施とモニタリング(Plan&Do)

○ 川崎市に設置した浸透施設の効果をモニタリング、評価する。

平成28年度 効果評価と普及方策の検討(DO&CHECK)

- 川崎市における浸透化実験の効果を検証する。
- 町田市における浸透化実験については、今後の維持管理体制も含めて実施の可否について検討する。
- 調整池の浸透化の水平展開について、問題点や課題を把握し、解決方策を検討する。

平成29年度 流域への展開計画(PLAN)

○ 本アクションプランの課題を把握し、健全な水循環系の構築に向けた次期アクション プランに規定するべき施策内容について検討する。

目標3:浸透マップ(パンフレット)による市民への普及・啓発を促進する。

自治体	普及・啓発方策
横浜市	・浸透ます設置助成制度のパンフレットと共に関連部署の窓口等で配布する。
	・流域内の関連イベント、自然環境や防災に関する会議や研修、小学校にお
	ける出前講座などで説明を行う。
川崎市	・関連部署の窓口及び関連イベント等で配布するとともに、環境学習等の機会
	を捉え市民への普及・啓発に努める。
町田市	・関連部署の窓口及び関連イベント等で配布する。
稲城市	・関連部署の窓口等で配布する。
神奈川県	・関連部署の窓口等で配布する。
東京都	・関連部署の窓口等で配布する。

8. モニタリング指標

- ・ 浸透施設の設置基数
- ・浸透施設設置により浸透化された不浸透面積 (参考指標)浸透施設により回復した支川の平常時流量・水質

9. 役割分担

- ・ 平成 27 年度からも担当者会議を開催し、各目標の進捗をモニタリングし、更なる展開について検討する。
- ・担当者会議は、京浜河川事務所が事務局となり開催する。

10. 連絡窓口

横浜市 : 道路局 河川部 河川計画課

川崎市 :建設緑政局 計画部 企画課

町田市 : 下水道部 下水道総務課

稲城市 :都市建設部 管理課

東京都 :都市整備局 都市基盤部 調整課

神奈川県 : 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課

国土交通省:京浜河川事務所 流域調整課

11. 担当者会議の開催経緯

	開催日	主な議事
第1回	H20.12.25	・アクションプランの位置付け、検討内容(案) ・モニタリング指標、関連資料・情報の収集依頼
第2回	H21.12.22	・現状の把握結果について ・雨水浸透施設の効果量の試算について ・促進目標の検討について
_	H21.10 ∼11	関係自治体へのヒアリング ・維持管理に関する現状と課題について
	H22.2.26	学識者へのヒアリング ・ 雨水浸透対策の現状・推進に向けた課題について ・ 雨水浸透施設の効果の検証・試算について ・ 推進に対する課題の対応方針について
第3回	H22.11.30	・アクションプランの検討経緯・浸透施設の現状と課題と解決方策、先進事例、学識者意見・アクションプランに位置付けたい具体的な方策
第4回	H23.10.18	・ 雨水浸透勉強会について、アクションプランについて ・ 雨水浸透レポートについて
	H24.1.19	雨水浸透対策勉強会 ・現地見学会(道路集水ます浸透化工法、武蔵野美術大学、小金井市役所) ・自治体発表(小金井市、市川市、横浜市、京浜河川事務所、雨水協会) ・グループディスカッション
第5回	H24.1.31	・目標に対するアンケート結果・アンケート結果を踏まえたアクションプランの目標案・雨水浸透対策の効果について
第6回	H24.3.16	・アンケート結果を踏まえたアクションプランの目標案
第7回	H24.12.20	・アクションプランの素案について・アクションプランの目標に対する具体的な検討について
第8回	H25.3.7	・ 浸透施設設置のメリット・デメリットについて ・ アクションプランの案について
第9回	H25.10.10	・ 前回担当者会議、前回水協議会・水委員会での議事内容について・ 雨水浸透アクションプランの今後の検討方針について・ 雨水貯留対策について
第 10 回	H26.2.4	・鶴見川流域雨水浸透マップについて ・既存防災調整池の浸透化実験について ・雨水浸透アクションプランの目標案について
第 11 回	H27.8.28	・既存防災調整池の浸透化実験について・雨水浸透アクションプランの目標案について・鶴見川流域雨水浸透マップについて
第 12 回	H27.9.17	・雨水浸透アクションプラン(案)について・今後の検討スケジュールについて